

# 大館市農業委員会総会議事録

令和元年 6 月 12 日

# 大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和元年6月12日（水）午後2時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（15名）※13番欠番（辞任による）					
1番	菅原 一成	11番	藤盛 久登	19番	畠山 市子
2番	安達 英樹	12番	伊藤 昇		
3番	安部 幸美	14番	富樫 英悦		
4番	菅原 和久	15番	斎藤 重春		
5番	田村 秀雄	16番	小林 大樹		
8番	石山 元一	17番	成田 レイ子		
9番	糸屋 由衛門	18番	阿部 重信		
3. 欠席委員の氏名（ 3名）					
6番	木次谷 和明				
7番	虻川 マキ子				
10番	渡邊 久雄				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	佐々木 金義	主 査	羽賀 智光	
	主 幹	金子 広英			
	係 長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	11番	藤盛 久登	15番	斎藤 重春	
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 12 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 13 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
議案第 33 号	農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について
議案第 34 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 35 号	競（公）売適格証明書交付申請について
議案第 36 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 37 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 38 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

## 局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

## 糸屋会長

— 挨拶 —

## 議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

## 局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 18 名中 15 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、木次谷 和明 委員、虻川 マキ子 委員、渡邊 久雄 委員より、都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

## 議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

## 議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 11 番 藤盛 久登 委員、議席番号 15 番 斎藤 重春 委員にお願いします。

## 議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

## 局長

- ・業務報告(5月総会～6月総会)について
- ・報告第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第 13 号 農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可につ

いて

以上報告する。

## 議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようでありますので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 33 号『農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

8 ページをお開き願います。

議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和元年 6 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、9 ページ、10 ページの No.10、No.11 の 2 件で、地目はすべて田、面積合計は 8,911 m<sup>2</sup>であります。

内容は、どちらも「経営拡張」で、貸借期間は 5 年であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページ、2 ページに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

議案第 33 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

### 議長

ないようですので、議案第 33 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

### 議長

異議なしと認め原案どおり決することとします。

次に、議案第 34 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

### 局長

11 ページをお開き下さい。

議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和元年 6 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、12 ページのNo.30 の 1 件で、面積は田が 371 m<sup>2</sup>、畑が 1,208 m<sup>2</sup>で、面積合計は 1,579 m<sup>2</sup>であります。

譲受の事由は、「経営拡張」であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 3 ページに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

### 議長

ただいま説明のあった議案第 34 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

### 議長

ないようですので、議案第 34 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

次に、議案第 35 号『競（公）売適格証明書交付申請について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

13 ページをお開き願います。

議案第 35 号 競（公）売適格証明書交付申請について

次のとおり、競（公）売適格証明書の交付申請があったので、農地法第 3 条の規定による権利の取得者として適格であるか（交付の決定）について意見を求める。

なお、落札に伴う農地法第 3 条の規定による所有権移転の申請があったときは、この処分（許可の決定）についても併せて意見を求める。

令和元年 6 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門  
内訳は、14 ページの No.1 の 1 件であります。

大館市収納課より、令和元年 7 月 22 日に大館市役所情報公開室に於いて公売が行われるとの公告があり、その物件の入札にあたり農地法第 3 条の制限規制に該当するか否かの適格証明書の交付申請がなされたものです。

申請人は、長面地区の圃場整備のため今年 2 月 15 日に設立した法人であり、圃場整備区域内の農地を経営規模拡大のため入札しようとするもので、地目は田、面積は 1,308 m<sup>2</sup>となっております。

No.1 の許可要件の検討結果につきましてはお手元に配付の調査書の 4 ページに記載されておりますとおり農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただいま説明のあった議案第 35 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第 35 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

次に、議案第 36 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

15 ページをお開き願います。

議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和元年 6 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、16 ページのNo.12 からNo.15 までの 4 件で、面積は田が 585 m<sup>2</sup>、畑が 1,305 m<sup>2</sup>で、面積合計は 1,890 m<sup>2</sup>です。

初めに、No.12 についてご説明いたします。

転用の目的は一般住宅を建築しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市立東館小学校の南東約 2.3km 地点に位置する、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、農用地区域外の



第2種農地と判断いたしますので、農地法運用の第2の1の(1)のカの(ア)に該当いたします。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.12の位置図及び配置図は17、18ページに記載のとおりであります。

次に、No.13についてご説明いたします。

転用の目的は資材置場・駐車場を整備しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてありますが、申請地は大館市立扇田小学校の南約200m地点に位置する用途地域の第1種住居地域内の農地で、第3種農地と判断しますので、農地法運用の第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.13の位置図及び配置図は19、20ページに記載のとおりであります。

次に、No.14についてご説明いたします。

転用の目的は駐車場を整備しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてありますが、申請地は大館市役所長木出張所の北西約500m地点に位置する市街化が見込まれる区域内の農地で、第2種農地と判断しますので、農地法運用の第2の1の(1)のオの(ア)のaの(b)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.14の位置図及び配置図は21、22ページに記載のとおりであります。

次に、No.15 についてご説明いたします。

転用の目的は貸駐車場を整備しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は秋田県立大館桂桜高校の東約420m地点に位置する用途地域の第1種住居地域内の農地で、第3種農地と判断しますので、農地法運用の第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.15 の位置図及び配置図は23、24 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査の結果を議席番号8番の石山 元一 委員よりご報告願います。

## 8番

8番の石山 元一です。

議案第36号のNo.12からNo.15までにつきまして、去る6月4日に渡邊 久雄 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

まず、No.12 についてですが、申請地は17ページの位置図になります。

この場所は、主要地方道比内大葛鹿角線を比内町独鈷地区の日詰集落より沢村集落方面へ向かい、市道大日堂日詰線に右折し20mほど進んだ左側農地で、地目は田ですが休耕地として管理されておりました。

申請者夫婦は、現在、子供2人と妻の父親が所有する借家に居住しておりますが、建物の老朽化に伴い引き渡しを求められ、新しい住居の建築を計画しました。用地選定にあたり、夫婦共働きのため、子供の保育園の送迎など夫の両親に世話を支援してもらっている事や、将来、夫の両親の介護の必要性を考え、両親の居住する地区で農地以外の土地も含めて土地を探したが、

計画する予算内で見合う土地が無く、農地ではあるが夫の父親所有地の中で両親の居住地に近く、県道に面し利便性の良い申請地を適地として選定し、譲り受けることとしたものです。

18 ページの配置図にありますように、住宅 1 棟と駐車場を整備する計画です。

用地造成につきましては、黒土を剥いで 30 cm ほど砕石で盛土をし、東側に市道の出入口を設け、他の周辺は法面保護をし、隣接地への土砂流出を防ぎます。汚水は汲取り式便槽を設置し生活雑排水は集水枡を経て市道側溝へ放流、雨水排水は表層の砕石敷きにより地下浸透させ、大雨時には東側への傾斜により市道側溝へ放流するという事で、特に問題はないものと見てまいりました。

次に、No.13 についてですが、申請地は 19 ページの位置図になります。

この場所は、大館市立扇田小学校西側の市道水無扇田線から市道才川堤防線に左折し、140m ほど進んだ左側農地で、地目は畑ですが作付けはされておらず、休耕地として管理されておりました。

申請者は、塗装業を営んでおり、事務所兼資材倉庫の近くの資材置場・駐車場用地として借りている土地を返却することになったため、新たに土地の確保が必要となり計画したものです。

20 ページの配置図にありますように、事務所兼資材倉庫に隣接する申請地を譲り受け、足場等道具置場、重機置場、従業員駐車場を整備する計画であります。

用地造成につきましては、黒土を剥いで砕石で土の入れ替えをし、北側と東側、南側の境界には既存の土留めブロックがあり、西側水路との境は既存の土留め石積み及び法面保護をして隣接地への土砂流出を防止します。雨水排水は表層の砕石敷きにより地下浸透させ、大雨時には西側への傾斜により水路へ放流するという事で、特に問題はないものと見てまいりました。

次に、No.14 についてですが、申請地は 21 ページの位置図になります。

この場所は、ニプロハチ公ドーム北側の市道代野団地 2 号線を下代野地区から芦田子地区に向かい、市道代野団地 17 号線に右折し 60m ほど進んだ左

側農地で、現況は田として利用されておりました。

申請者は現在、申請者夫婦と息子夫婦、孫2人の6人で暮らしており、孫が車を所有するようになり世帯で車を5台所有しております。車庫に2台、住宅敷地に3台駐車しておりますが、住宅敷地が手狭であるため新たに駐車場敷地の確保を計画しました。用地選定にあたり、近隣に農地以外の土地を探したが適地が無く、農地ではあるが利便性と安全面を考慮し、隣接する申請地を選定したものです。

22ページの配置図にありますように、車2台分の駐車スペースと、北側に冬期間の排雪地を整備する内容であります。また、南側に隣接する宅地も同時に譲り受け、申請地と一体的に利用する計画です。

用地造成につきましては、黒土を剥いで30cmほど砕石で盛土をし、北側と東側の境界は隣接する農地所有者が既に畦畔を設置しており、西側は既設のコンクリート擁壁があり、南側は市道と平坦になるように施工し、隣接地への土砂の流失を防止します。

雨水排水は表層の砕石敷きによる地下浸透と南側への傾斜により市道側溝へ放流するというもので、特に問題はないものと見てまいりました。

次に、No.15についてですが、申請地は23ページの位置図になります。

この場所は、市道御成町片山根下戸線を国道7号交差点より北へ200mほど進み、市道片山野線へ右折し70mほど進んだ左側農地で、地目は畑ですが休耕地として管理されておりました。

申請者は申請地を譲り受け、24ページの配置図にありますように、貸駐車場として駐車場を20台分整備し、近隣の事業所へ賃貸する計画であります。

用地造成につきましては、黒土を剥いで40cmほど砕石で盛土をし、北側と西側の境界は境界ブロックを設置、東側は既存のブロック塀があり、南側は市道側溝と平坦になるように施工し、隣接地への土砂の流出を防止します。

雨水排水は表層の砕石敷きによる地下浸透と南側への傾斜により市道側溝へ放流するというもので、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

**議長**

ただいま、石山 元一 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 36 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第 36 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

次に、議案第 37 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

25 ページをお開き願います。

議案第 37 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和元年 6 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

26 ページから 28 ページまでには、令和元年度農用地利用集積計画（第 3 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新 - 169 から新 - 207 までの、39 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 3 件、2 年が 1 件、3 年が 12 件、5 年が 2 件、10 年が 20 件、20 年が 1 件、地目は田の面積が 259,224 m<sup>2</sup>、畑が 1,830 m<sup>2</sup>、面積合計は 261,054 m<sup>2</sup>となっております。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、

権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

#### 議長

ただいま説明のあった議案第 37 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

#### 議長

ないようですので、議案第 37 号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

#### 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、議案第 38 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

#### 局長

29 ページをお開き願います。

議案第 38 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和元年 6 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

30 ページには、令和元年度農用地利用集積計画（第 3 号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所一6、所一7 の 2 件で、いずれも秋田県農業公社から所有権を移転するので、地目は田、面積合計は 27,434 m<sup>2</sup>となっております。

移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、所有権を移転

する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

**議長**

議案第 38 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

**議長**

ないようですので、議案第 38 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとし、大館市長へ送付することといたします。

**議長**

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

**局長**

・当面の行事日程について説明する。

**議長**

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

**議長**

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項 1 件、係長より説明する。

**議長**

他になければこれをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 10 分終了

---

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年6月12日

議 長

---

議事録署名委員 11 番

---

議事録署名委員 15 番

---



# 農地法第3条調査書

議案第33号 No.10	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市柄沢字柄沢下・・・・・・ ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市柄沢字丸山下・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市池内字中台・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人世帯が耕作を行っており、今後は譲受(借)人世帯が規模拡大のため借り受け、営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月6日、伊藤昇 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

# 農地法第3条調査書

議案第33号 No.11	所有権移転 ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">賃借権設定</span> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市柄沢字柄沢下・・・・・・ ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市柄沢字柄沢・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市池内字中台・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人世帯が耕作を行っており、今後は譲受(借)人世帯が規模拡大のため借り受け、営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月6日、伊藤昇 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>

# 農地法第3条調査書

議案第34号 No.30	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市中山字曲田袋・・・・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市東台四丁目・・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市山館字沢口・・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有(管理)農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は未耕作地であるが、財産管理人により保全管理が行われている農地である。今後は隣接地で農業を営む譲受(借)人が規模拡大のため取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月4日、糸屋由衛門 農業委員と藤原孝 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

# 農地法第3条調査書

議案第35号 No.1		競(公)売適格証明	
土地の所在		大館市釈迦内字下内西・・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字中城20番地	大館市長 福原 淳嗣
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市釈迦内字長面・・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は平成31年2月15日に設立された農事組合法人であり、同年2月27日には農地所有適格法人としても登録されている。法人設立後間もないが営農計画及び事業費用計画も妥当であり、保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	国税徴収法に基づく競(公)売処分であり適用なし。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、基盤整備事業の計画内の農地であり、今後、地域の担い手として譲受(借)人が申請地農地及び周辺農地を借り受け営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考ええる。 なお、6月7日、藤盛久登 農業委員と畠山米藏 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない